

# 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領の運用について

林 野 庁 長 官 通 知  
平成28年1月20日付け27林整計第238号

最終改正：令和2年1月30日付け元林整計第559号

## 第1 趣旨

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策及び木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業の実施については、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

## 第2 事業種目別基準等

要綱の別表1に定める合板・製材生産性強化基金活用事業（以下「基金活用事業」という。）合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業（以下「合板製材事業」という）及び木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業（以下「高度加工事業」という。）の事業内容ごとの基準については、別表1及び別表2のとおりとする。

## 第3 体質強化計画等

1 都道府県知事は、体質強化計画を作成するに当たっては、要領第3に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 体質強化計画の対象とする木材加工流通施設は、体質強化計画において生産性等目標を設定し体質強化を図る施設及び水平連携する施設であって、原木安定供給計画参画事業主体との協定の締結又はこれに準ずる手法により原木等の供給を受ける施設等に限るものとし、施設の具体的な考え方は以下のとおりとする。

### ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設

生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設として体質強化計画の対象とする施設は、中核的な規模の施設（以下「中核施設」という。）中核施設と水平連携を行う中小規模の木材加工流通施設、複数の中小規模の木材加工流通施設で水平連携を行う施設及びこれに準ずるものとして都道府県知事が認める施設に限るものとし、具体的には以下のとおりとする。

(ア) 生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設は、要綱別表1の の2及び の2の(1)に係る事業により整備する施設（先行的に整備するストックヤードを含む。）又は木材加工設備等を平成26年4月1日以降（新たに体質強化計画に位置づける場合にあっては、当該年度の2年前の年度の4月1日以降）に新設、増設又は改良した施設とする。

(イ) 中核施設は、年間の原木処理量等が概ね10,000m<sup>3</sup>以上の規模の施設とする。

(ウ) 水平連携とは、中核施設と中小規模の施設の連携により、又は複数の中小規模の施設の連携により、まとまった規模・規格の木材製品の生産及び原木の需要に対応することをいう。なお、中小規模の施設は、年間の原木処理量等が概ね10,000m<sup>3</sup>未満の規模の施設とする。

### イ 低コスト化を図る木材加工流通施設

生産の低コスト化を図る木材加工流通施設として体質強化計画の対象とする施設は、施設の規模に関わらず、要綱別表1の の2の(2)の事業により整備す

る施設又は新たに体質強化計画に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。

ウ 品目転換を図る木材加工流通施設

競争力のある品目への転換を図る木材加工流通施設として体質強化計画の対象とする施設は、施設の規模に関わらず、要綱別表1の の2の(3)の事業により整備する施設又は新たに体質強化計画に位置づける日の属する年度の前々年度に属する4月1日以降に、木材加工設備等を新設、増設又は改良した施設とする。

(2) 輸出促進に向けた高付加価値化を図る高度加工処理施設として体質強化計画の対象とする高度加工処理施設は、付加価値の高い木材製品の加工処理を図る施設であって、将来的に輸出促進に貢献する木材製品加工施設及びこれに準ずるものとして都道府県知事が認める施設に限るものとする。

(3) 要領第3の1の(2)に定める体質強化計画の目標指標については、要領別表3の指標のガイドラインを踏まえて設定する。

ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1日当たりの木材(原木)処理量が全国平均値より2割以上多いこと、新設以外の場合にあっては、1日当たりの木材(原木)処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

イ 低コスト化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)が同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

ウ 品目転換を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(付加価値生産性)が同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(付加価値生産性)の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る高度加工処理施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が製材又は合板製造業などの公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、整備した施設で付加価値率の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

(4) 体質強化計画に添付する国際競争力強化計画、再編計画又は輸出促進計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 日EU・EPAの発効を見据えて、体質強化計画を作成する都道府県内を基本とした木材産業関連事業者が連携して取り組む木材産業の体質強化の内容を国際競争力強化計画又は再編計画により取りまとめ、体質強化計画に添付するものとする。

イ 国際競争力強化計画の対象となる木材加工流通施設は、性能の高い機械への入替え等により、生産性等向上を図る施設とし、川上との連携による木材調達コストの低減を図るため、当該施設からおおむね50kmの範囲内で活動する原木安定供給計画参画事業実施主体との間で木材安定取引協定の締結を行うものと

する。

ウ 再編計画の対象となる木材加工流通施設は、工場間の連携等により、最終製品から半製品の生産へ転換を図る施設、性能の高い機械への入替えを図る施設、競争力のある品目への生産転換を図る施設等、地域の木材産業の再編に資するものとする。

エ 輸出促進計画の対象となる高度加工処理施設は、整備した施設で生産される木材製品が将来的に輸出促進に貢献するものとする。

(5) 体質強化計画に添付する原木安定供給計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 複数の都道府県にまたがる原木供給を計画する場合にあっては、体質強化計画における中核施設の所在地の都道府県知事において、関係都道府県知事から提出を受けた原木安定供給計画を取りまとめ、体質強化計画に添付するものとする。

イ 原木安定供給計画に記載する原木安定供給計画参画事業実施主体は、計画策定段階において、(1)及び(2)に掲げる施設と協定等を締結するなどの手法により直接的に原木を供給する事業体又は協業体及びそれらと連携して当該事業を実施する事業体、並びに原木市場等を介してこれに準ずる方法により原木等を供給するもの又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が認める事業体又は協業体等に限るものとする。また、都道府県知事は、原木安定供給計画の着実な実施を図るため、参画事業実施主体による協定等の履行状況を把握し、適時適切な指導・助言を行わなければならないものとする。

ウ 路網整備を計画する場合にあっては、「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知)に規定する生産基盤強化区域内で整備する路網に限るものとする。

エ 日EU・EPA対策として整備される施設及びこれらの施設と木材安定取引協定等を締結する施設からおおむね50kmの範囲内においては、土場等と一体的に整備する林業専用道(規格相当)(施設一体型)を計画できるものとする。この場合、当該施設からおおむね50kmの範囲内にあることが分かる図面を添付するものとする。

(6) 体質強化計画の計画期間の上限は、原則7年とする。

2 要領第6の4に定める事前評価及び事後評価の取扱いについては、「森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領」(平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知)を準用するものとする。

#### 第4 事業実施主体

各メニューごとの事業実施主体については、合板製材事業は要綱の別表1、高度加工事業は別表4-2にそれぞれ定めるとおりとする。

また、事業実施主体は、都道府県知事が定める体質強化計画に定める目標の達成に向け、緊密に連携を図りつつ事業を実施するものとする。

なお、事業実施主体については、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。

#### 第5 施設整備等の一般的基準

1 1箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、林野庁長官がやむを得ない事情により必要があると認める場合は、この限りでない。

2 補助の対象となる事業費は、当該都道府県又は当該市町村において使用されてい

る単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該都道府県において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、経費の節減に努めることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

- 3 過剰と考えられる施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう、都道府県知事は施設整備の事業実施主体と連携を図り計画を検討することとし、施設ごとの投入費用が、原則として別表2に定める上限事業費の範囲内で、必要と認められるものに限るものとする。
- 4 自力又は他の助成によって整備に着手した施設を基金活用事業、合板製材事業及び高度加工事業に切り替えて事業の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 個人施設若しくは目的外使用のおそれのある施設又は事業効果の少ない施設は、基金活用事業、合板製材事業及び高度加工事業の対象としないものとする。
- 6 基金活用事業、合板製材事業及び高度加工事業の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- 7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とし、使用する木材は、「間伐材」又は林野庁作成の「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月公表。以下「合法性ガイドライン」という。）に準拠した「合法木材」とする。
- 8 広く国民・地域住民の利用に供し、その利用料金や販売代金等により運営する施設の利用見込みを設定するに当たっては、近隣地域における同種又は類似施設の利用状況や需要動向等を踏まえたものとする。
- 9 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。
  - (1) 事業費が5,000万円以上のものについては、事業実施主体に対し経営診断を受けさせることとし、それ以外のものについても経営診断を受けさせるよう努めるものとする。

なお、経営診断により指摘された改善点等は、収支計画等に反映させ、当該施設の運営が適切に実行されることが認められるようにすること。
  - (2) 事業計画が過大とならないよう、1施設当たりの総事業費は、原則として15億円を上限とする。

ただし、上限を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。
  - (3) 補助残に対する自己資金の割合（事業実施主体の自己資金（事業実施主体として金融機関等に返済の義務がないもの。）/（事業費 - 補助額（都道府県等による上乗せ補助を含む。）））は、原則としておおむね12%以上とする。
- 10 収支を伴う施設において、生産ラインの増設等、生産量の増加を伴う施設を既施設に追加すること（以下「追加事業」という。）は、原則として、既施設の目標年度まで認めないこととする。

ただし、次のいずれにも該当する場合又は都道府県に対し複数年度にわたる事業の計画が事業者より事前に示されている場合は、目標年度の終了前であっても追加の実施を妨げない。

- (1) 追加事業の実施年度において、目標年度における生産等の目標数値を既におおむね達成していること
- (2) 需要先が確保され、供給量の増大が可能な状況であること
- (3) 追加事業の実施年度の直近の単年度収支が黒字となっていること、又は黒字に

なることが確実であること

(4) 資金の調達が確実であること

11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、別途定めることができるものとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね30%以上増大すると見込まれる場合とする。

ただし、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには補助の対象とすることができるものとする。

イ 対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

ウ 施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

(2) 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、補助の対象としないものとする。

ア 増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築によって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

イ 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異なる施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り補助の対象とするものとする。

ウ 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

エ 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業実施主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の補助の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

(3) 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

12 以下の場合については、補助の対象とすることは認めないものとする。

- ( 1 ) 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。
- ( 2 ) 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。
- ( 3 ) 木材加工施設等の収支を伴う施設について、施設規模に見合った間伐材等の原料調達、製品販路の確保等の方策が明確となっていないもの。

## 第6 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

- 1 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、基金活用事業、合板製材事業及び高度加工事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、補助金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。
- 6 施設等の転用等の取扱いについては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）を適用するものとする。

### 附則

この通知は、平成28年10月11日から施行するものとする。

### 附則

この通知は、平成30年2月1日から施行するものとする。

### 附則

この通知は、平成31年2月7日から施行するものとする。

### 附則

この通知は、令和2年1月30日から施行するものとする。

## 別表1 事業種目別基準

### 合板・製材生産性強化基金活用事業

#### 1 体質強化計画の策定

##### (1) 採択基準

体質強化計画の策定に必要な事業であること。

##### (2) 細則

事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表1の の1による。

#### 2 木材加工流通施設等整備

##### (1) 採択基準

機能要件

受益範囲において、間伐材等の加工量、流通量又は乾燥量(以下「間伐材等利用量」という。)の目標が、都道府県が都道府県林業・木材産業構造改革プログラム等において定める目標数値(以下この別表1において「都道府県の目標数値」という。)の伸び率以上であること。

その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。

イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

ウ 整備する施設は、都道府県知事が定めた体質強化計画に即しているものであり、かつ、木材製品の競争力強化に資すると認められるものであること。

##### (2) 細則

事業実施主体について

ア 事業実施主体は、要綱別表1の の2による。ただし、(ア)から(オ)までに掲げる者については、下記条件を満たすこと。

##### (ア) 森林組合

森林組合が収支を伴う施設について単独で事業実施主体になり得る場合は、「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針」(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知)に基づき、都道府県知事により中核森林組合に認定された森林組合に限るものとする。

##### (イ) 林業者等の組織する団体

a 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会が主たる構成員又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体(中小企業等協同組合を含む。)とする。

林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限るものとする。

b 林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該地域における林業生産との密接な関係を有していること。

##### (ウ) 木材関連業者等の組織する団体

a 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者(原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる団体(中小企業等協同組合及び協業組合を含む。)とする。

b 当該地域の地方公共団体及び木材関連業の企業、団体等が主たる構成員又は出資者(地方公共団体を除き、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、林業・木材産業の振興を目的とするものとする。

##### (エ) 地方公共団体等が出資する法人

a 林業を営む者、森林組合及び森林組合連合会(これらの者のうち、原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。)及び地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっている若しくは地方公共団体のみが出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

b 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

- (オ) 地域材を利用する法人
- a 林業・木材産業及び建築業を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人で、木材安定取引協定の締結等に基づき一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとする。
  - b 締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）等必要な事項を定めるものとする。
  - c 木材安定取引協定等の締結に係る間伐材等利用量は事業計画のおおむね70%を超えるものとする。
- イ 農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき制定されている林産物規格に係る木材製品の木材処理加工施設を整備する場合であって、整備後における間伐材等利用量（原木換算）がおおむね10,000立方メートルを超える事業実施主体にあっては、JAS認定事業体、又は認定取得が確実な事業体であること。
- ウ 合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。
- JAS法に基づき制定されている林産物規格に係る木材製品の木材処理加工施設を整備する事業実施主体（のイに掲げる者を除く。）にあっては、JAS認定取得に努めるものとする。
- 公共建築物に部材供給を予定する事業実施主体においては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条に規定する木材製造高度化計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるよう努めるものとする。
- 木材処理加工施設の整備を行う事業については、下記事項を行った上で計画するものとする。
- ア 当該施設の受益の範囲内で同様の木材処理加工を営む者を構成員とする団体等と調整を行うこと。
- イ 原木の調達先及び製品の販路を明確にした上で、これらについて、継続的に確保されることを明らかにすること。
- ウ 施設で利用する原木等の樹種を明確にすること。
- 木材集出荷販売施設の整備を行う事業については、当該施設の受益の範囲内の関係者との調整を行った上で計画するものとする。
- 貸付けについて
- ア 市町村が事業実施主体となるのは、貸付けに係る木材処理加工施設の整備に限る。
- イ 貸付けに係る木材処理加工施設の整備の事業実施主体は、地域材を利用する法人以外に限る。
- ウ 貸付けに係る木材処理加工施設については、下記のいずれかを満たすものとする。
- (ア) 木材乾燥施設や高次加工施設のうち移動可能な施設装置や機械など、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、ブランド化した乾燥材等高次加工品を生産する体制の整備に当たり緊急に必要な施設（以下「貸付高次加工施設」という。）
  - (イ) 製材施設等のうちダイオキシン対応型焼却炉等であって、地域の幅広い事業者による利用が可能な施設で、かつ、木材産業の環境対策の実施に当たり緊急に必要な施設（以下「貸付環境対策施設」という。）
- のウの(ア)の貸付高次加工施設の貸付けに当たっては、次の要件を満たすものとする。
- ア 事業実施主体は、地域における乾燥材等の高次加工材の品質基準を地域の実態に応じて作成し、その基準による共同品質管理を推進するものとし、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。
- イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、事業実施主体の指導のもとで共同品質管理により乾燥材等の高次加工材生産を行うとともに、地域への技術定着に協力することにより乾燥材の産地形成に努める者とする。
- ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。
- また、生産される乾燥材等は、事業実施主体が定めた品質基準を満たしていることのほか、同一ブランド名の表示を行うことを条件とする。
- エ 事業実施主体は、共同利用の方法等について管理規程又は利用規程を定め、機械施設の目的、内容（種類、構造、規模、型式、数量）所在、管理責任者、利用の範囲、利用方法、使用料、保管、償却に関する事項を明らかにすることとする。
- オ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額（＝事業費－補助金）／耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- カ 事業実施主体は、機械施設の使用が特定の構成員とならないよう貸付契約の期間を原則1年以内とし、毎年機械施設の利用者を募り総会等の承認を経て利用者を決定することとする。なお、契約の更新は可能とする。
- キ 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した貸付契約を締結するものであること。



なお、事業実施主体は、貸付契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

ク 事業実施主体は、機械施設の定期的な点検を適切に行うなど、機械施設の維持・管理に努めることとする。

のウの(イ)の貸付環境対策施設の貸付に当たっては、次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、地域における製材工場等の木くず等の処理・利用を推進するものとし、木くず等の処理や資源の有効活用及び検査等の環境対策について管理基準を作成し、その基準により地域の木材産業の環境向上を図る団体であり、そのための体制及び指導能力を備えた団体とする。

イ 利用者は、原則として事業実施主体の構成員又は事業実施主体を構成する団体の構成員であることとし、共通の管理基準により事業実施主体の指導のもとで木くず等の処理・利用に努める者とする。

ウ 事業実施主体は、利用者間の調整を行い、できるだけ広く利用者を募ることに努めることとし、3以上の事業者の利用を前提とした利用計画を策定することとする。

エ 上記のほか、 のエからクまでに準ずる。

収支を伴う施設について

該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、直交集成板加工施設、木材集出荷販売施設、森林バイオマス加工施設、森林資源再処理施設とする。

(3) その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

### 3 間伐材生産・路網整備等

#### 間伐材生産

##### (1) 採択基準

原則として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づき間伐を実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。

ア 本事業を実施する森林が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）又は本事業を実施する森林が存する同号口に定める区域内に林班計画若しくは同号口に基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。

イ 前項アに該当しない場合は、事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間にアに掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、アと同様の取扱いとする。

なお、上記ア及びイの取扱いについては、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(14)のウの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）を準用する。

1 施行地が0.1ha以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。

原木安定供給計画の間伐材生産目標は、木材加工流通施設との調整の上決定すること。

##### (2) 細則

事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表1の の3の(1)による。

事業の実施について

ア やむを得ない理由がある場合を除き、間伐材生産の事業実施面積が、都道府県年度事業計画の事業量を下回らないこと。また、事業実施面積の過半から搬出すること。

イ 不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%。）以上伐採する場合に補助対象とする。

ウ 伐採率については、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあっては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して伐採を行うものとする。また、森林経営計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。

エ 対象森林は、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。

ただし、イの規定（他の国庫補助事業の場合はイと同様の規定）により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判

断され、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から5年を経過していなくても実施することができる。

また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であって、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去5年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。

オ 対象年齢は、原則として12年齢級以下とする。ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、必要がある場合はこの限りではない。

カ その他付帯施設整備は、間伐材の生産と一体的に実施する林内作業場、土場、資機材置場、一時使用に供する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等とする。

キ 関連条件整備活動は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等のほか、間伐材の生産と一体的に実施する森林作業道の整備、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適正維持を図るための客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥、雑草木の除去等、間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。

森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。

なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。また、伐採木を搬出せずに付帯施設整備の資材等として林内で活用する場合は、当該伐採木の材積は、(1)の に定める搬出材積としては取り扱わないものとする。

ク 本事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、事業実施箇所を森林以外の用途に転用（事業実施箇所を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等を設定させた後、当該事業実施箇所が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為又は事業実施箇所の地上の立木の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

交付申請について

ア 事業実施主体は、都道府県知事の定めるところにより、原則として、補助金の交付対象となる作業に着手する前に、都道府県知事に対して補助金の交付申請を行うものとする。ただし、適期作業や工期の確保など特段の事情があり、都道府県知事に当該交付金等の交付が決定された後に、都道府県知事が認める場合においては、都道府県知事の定めるところにより、事業実施主体から交付決定前着手届を提出させることをもって交付決定前の事業開始を認めることができる。

イ 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）6（2）アの規定を準用する。

ウ 事業実施主体からの委任を受けて本事業の補助金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6（4）の規定を準用する。

また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用6（5）及び（9）の規定を準用する。

補助金の算定について

ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価等と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、間伐材の生産の実行経費とは別に算出しなければならない。

イ 本事業と他の国庫補助事業等の伐採等を一体的に実施する場合であって、施行地別の経費が明確に区分し難い場合は、伐倒作業に要した経費は施業面積により、搬出作業に要した経費は搬出材積により按分して算出し、これらを合算した金額をもって本事業の実行経費とすることができる。

ウ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

（ア）森林所有者自らが間伐材の生産に従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

（イ）雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

（ウ）本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用する

- ことができる。
- 工 都道府県知事は、事業実施主体毎の事業費が、別表2の間伐材生産の上限を超える事業を実施する場合は、林野庁長官と協議を行うこと（国の助成額は、都道府県ごとの間伐材生産の実施面積の合計に1haあたり平均35万円（間接費相当分を除く）を乗じた金額）  
竣工検査等について  
検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）の第5の3及び「造林補助事業竣工検査内規例について」（平成24年11月9日付け24林整整第622号林野庁長官通知）を準用する。
- その他  
以上のほか、細部の手続、様式等については、本事業の目的及び趣旨に基づき都道府県知事が定めるものとする。

## 路網整備

### (1) 採択基準

#### 林業専用道（規格相当）

- ア 都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。  
ただし、これにより難しい場合、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議すること。
- イ 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。  
ただし、建設事業体との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。
- 森林作業道  
都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものであること。

### (2) 細則

#### 林業専用道（規格相当）

- ア 事業実施主体について  
事業実施主体は、要綱別表1の の3の(2)による。
- イ 事業の実施について
- (ア) 原木安定供給計画で定められた間伐材生産目標の達成に資することとする。
- (イ) 設計・技術審査会の設置
- a 林業専用道（規格相当）の整備を推進するため、必要に応じて都道府県に設計・技術審査会（以下「審査会」という。）を設置すること。
- b 審査会の構成員には、林業専用道作設指針に精通した技術者など、専門的な知見を有する者を含めること。
- c 審査会は、事業実施主体が自ら工事を実施する場合等について、その理由、技術的な適正性及び必要となる措置等について検討し、都道府県知事へ報告する等の事務を行うこと。
- (ロ) 定額の単価
- a 定額の単価は要領別表2によること。
- b 開設費がaを超えると見込まれる路線が生じた場合は、事業実施主体は、定額の単価を超えることについて、審査会へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容、定額単価を超過する理由等について説明すること。また、その概要について、都道府県知事へ報告すること。なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。
- c 都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価が上限事業費を超える場合、事業実施主体は、審査会へ当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。審査会はその概要について、都道府県知事へ報告すること。なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官へ当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。
- d 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価と実行単価を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。
- (イ) 調査設計及び施工管理については以下によること。
- a 「林道工事調査等業務標準仕様書」（平成16年4月1日付け15林整計第351号林野庁長官通知）及び「林道工事標準仕様書」（平成元年12月25日付け元林野基第679号林野庁長官通知）に基づき行うこと。
- b (1) アのただし書きにより、都道府県知事が地域の实情に応じた規格・構造や測量・調査・設計等について、林野庁長官に協議した場合は、都道府県知事は、必要な技術基準及び仕様書を定める等、適切に調査設計及び施工管理が行えるようにすること。
- c (1) イのただし書きにより、事業実施主体が自ら工事を実施する場合の調査設計、施工管理及び事業費の積算については、「林業専用道（規格相当）の作設を事業主体が自ら実施する場合の事業費の積算及び施工管理等について」（平成26年2月7日付け25林整整第

1196号林野庁森林整備部整備課長通知)及び別表2に定めるところにより行うこと。

また、事業実施主体は、林業専用道の作設等の土木建設工事の実績や建設業の許可、工事の執行体制(建設機械運転、施工管理の有資格者の配置等)など、技術的な適正性について審査会の承認を得ること。審査会は、承認をした場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事へ報告すること。

オ 工事完成検査

a 検査の方法等については、林道工事調査等業務標準仕様書及び林道工事標準仕様書に基づき行うこと。

b (1) アのただし書きにより、都道府県知事が林野庁長官に協議した場合は、都道府県知事は別に検査要領を定め、適切に工事完了検査を行うこと。

(カ) 関連条件整備活動については、林業専用道(規格相当)整備と一体的に実施すること。

ウ チェックリストについて

(ア) 事業実施主体は、林業専用道(規格相当)の作設に当たり「林業専用道の作設に関するチェックリスト例の送付について(平成23年4月6日付け23林整第5号林野庁森林整備部整備課長通知)」において示すチェックリストにより内容を確認すること。

(イ) 都道府県は、事業関係者間でチェックリストを活用した取組が図られるよう働きかけること。

エ 研修等受講者の活用について

林業専用道(規格相当)の作設に当たっては、丈夫で簡易な路網整備の着実な推進を図っていく観点から、可能な限り路網整備に係る人材研修等の受講者の積極的な活用を図ること。

オ 台帳の作成及び管理について

(ア) 林業専用道(規格相当)を作設した事業実施主体は、第6の2により適切に施設の管理を行うことができるよう、位置図及び平面図を備えた台帳を作成し保存すること。また、都道府県知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう、管理すること。

(イ) 事業実施主体は、作設した林業専用道(規格相当)について市町村と情報の共有を行い、市町村は、市町村森林整備計画概要図に反映させるとともに参考資料として林業専用道(規格相当)の作設年度及び位置番号(以下「作設年度等」という。)を付した平面図を保存し、広く情報の提供を行うこと。

(ウ) 都道府県知事は、作設された林業専用道(規格相当)が管理者により適切に管理されるよう、実態把握や周知等の取組を行うよう努めること。

森林作業道

ア 事業実施主体について

(2)の アに準ずる。

イ 事業の実施について

(ア) 原木安定供給計画で定められた間伐材生産目標の達成に資することとし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年(当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内)とする。

(イ) 定額の単価

a 定額の単価は要領別表2によること。

b 上限事業費について、都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価の額が4千円を超える場合、事業実施主体は、審査会への当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。審査会はその概要について、都道府県知事へ報告すること。なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官へ当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

c 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価と実行経費を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。

(ウ) 関連条件整備活動については、森林作業道整備と一体的に実施することとする。

ウ 研修等受講者の活用について

(2)の エに準ずる。

エ 竣工検査について

検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第5の3及び造林補助事業竣工検査内規例についてを準用する。

オ 台帳の作成及び管理について

(ア) 森林作業道の台帳の作成及び管理については、(2)の オの(ア)に準ずる。

(イ) 事業実施主体は、作設した森林作業道について市町村と情報の共有を行い、市町村は市町村森林整備計画概要図の参考資料として、作設年度等を付した平面図を保存し、市町村における路網資料として活用すること。

なお、市町村は、平面図を参考に市町村森林整備計画概要図に作設年度等を付記すること。

#### 高性能林業機械等の整備

##### (1) 採択基準

###### 機能要件

ア 事業の実施及び地域の木材安定供給対策に資する高性能林業機械等の整備であること。  
イ 素材生産量若しくは素材生産性等の目標が、原則として都道府県の目標数値の伸び率以上であることなど、素材生産に関する要件を都道府県において定めていること。

###### その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。  
イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

##### (2) 細則

###### 事業実施主体について

事業実施主体は、要綱別表1の の3の(3)によるものとし、施業集約化等に取り組み、年間3,000m<sup>3</sup>以上の素材生産実績を有すること若しくは達成できることを計画していること。また、地域の原木供給対策のための協議会に参画若しくは参画している者と連携して事業を実施しており、合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実であると認められること。

貸付けを行う事業については、次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体と利用者との間において、貸付けの目的、期間、貸付料、貸付料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものであること。  
イ 貸付料は、「事業実施主体が負担する金額(=事業費-補助金)/耐用年数+年間管理費」以下であること。  
ウ 整備する機械施設は、貸付けのための林業機械、当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管庫及びこれらの附属施設であること。  
エ 事業実施主体は、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。  
オ 利用者は、高性能林業機械等を利用するに当たっては責任をもって行き、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

##### (3) その他

事業内容には、附属施設の整備を含む。

#### 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業

##### 1 体質強化計画の策定

の1に準ずる。

##### 2 木材加工流通施設等整備

###### (1) 採択基準

###### 機能要件

生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設を整備する場合にあっては、受益範囲において、木材(原木)処理量(以下「木材利用量」という。)の目標が、都道府県の目標数値の伸び率以上であること。

また、低コスト化又は品目転換を図る木材加工流通施設を整備する場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ること。

###### その他の要件

ア 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。  
イ 1事業費は、おおむね500万円以上とする。  
ウ 整備する施設は、都道府県知事が定めた体質強化計画に即しているものであり、かつ、木材製品の競争力強化に資すると認められるものであること。  
エ 施設等の整備に当たっては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JAS法の規定に基づき、「製材の日本農林規格」(平成19年農林水産省告示第1083号)又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」(昭和49年農林省告示第600号)に適合すると認められ、格付けされたものかつ地域材(以下「JAS製材品」)を使用すること。

###### (2) 細則

###### 事業実施主体について

ア 事業実施主体は、要綱別表1の の2による。ただし、(ア)から(オ)までに掲げる者については、下記条件を満たすこと。

(ア)～(イ) の2の(2)の のアの(ア)～(イ)に準ずる。

(オ) 地域材を利用する法人

林業・木材産業及び建築業並びに運送業（登記簿の事業目的に原木運送を主とする旨の記載がある場合に限る。）を営む者が主たる構成又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っているもの又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配できると認められる法人とする。

イ 事業実施主体は、JAS法に基づき制定されている林産物規格に基づく木材製品の木材処理加工施設を整備する場合、品質・性能の確かな木材製品を供給する観点から、JAS認定事業体、又は認定取得が確実な事業体であること。

なお、地域材利用量（原木換算）がおおむね10,000m<sup>3</sup>を超える事業実施主体においては、個別指標の目標年度までの各年度のJAS製材品として格付け可能な製品出荷量実績のうち、JAS格付率がおおむね50%を上回ること。また、プレカット加工施設装置を整備する事業実施主体にあっては、個別指標の目標年度までの各年度の入荷量に占めるJAS製材品の割合がおおむね50%を上回ること。

ウ の2の(2)の のウに準ずる。

エ 事業実施主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第4条に規定する事業計画の認定、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

事業実施主体は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間（原則としておおむね5年間）、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業事業体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあっては、この限りでない。

～ の2の(2)の ～ に準ずる。

(3) その他

の2の(3)に準ずる。

### 3 原木の低コスト供給対策

#### 間伐材生産

(1) 採択基準

原木安定供給計画に基づき、間伐材を供給することを目的として計画した事業を対象とする。

・ の3の の(1)の ・ に準ずる。

(2) 細則

事業実施主体について

の3の の(2)の に準ずる。

事業の実施について

ア 事業実施面積の過半から搬出すること。

イ～エ の3の の(2)の のイ～エに準ずる。

オ～キ の3の の(2)の のオ～キに準ずる。

交付申請について

ア～ウ の3の の(2)の のア～ウに準ずる。

補助金の算定について

ア～ウ の3の の(2)の のア～ウに準ずる。

エ 補助対象面積については、「森林環境保全整備実施要領の運用」6(6)アの規定を準用する。

竣工検査等について

の3の の(2)の に準ずる。

その他

の3の の(2)の に準ずる。

#### 路網整備

(1) 採択基準

共通

「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知)に規定する生産基盤強化区域において行われるものであり、かつ、要綱別表1の の3に定める選定経営体による間伐等が計画されていること。ただし、点検診断においては、当該生産基盤強化区域内の林道施設のほか、当該生産基盤強化区域内の林業生産基盤整備道等を通過し、木材の輸送経路となっている生産基盤強化区域外の林道施設も対象とする。

林業専用道（規格相当）

ア・イ

の3の の(1)の のア・イに準ずる。

森林作業道

の3の の(1)の に準ずる。

(2) 細則

林業専用道（規格相当）

ア 事業実施主体について

の3の の(2)の のアに準ずる。

イ 事業の実施について

(ア) 原木安定供給計画で定められた原木生産目標の達成に資することとする。

(イ) 設計・技術審査会の設置

a 林業専用道（規格相当）の整備を推進するため、都道府県に設計・技術審査会（以下「審査会」という。）を設置することとし、その設置状況を林野庁長官へ報告すること。

b・c の3の の(2)の のイの(イ)のb・cに準ずる。

d 審査会は、施工予定路線ごとの平均横断地山傾斜が適切に算出されているかを確認し、A、B、Cごとの傾斜区分に仕分けを行い都道府県知事へ報告することとし、予定路線の傾斜区分に変更が生じた場合は、その理由、技術的な適正性について検討し、都道府県知事へ報告すること。

(ウ) 定額の単価

定額の単価は要領別表2によることとし、林業専用道（規格相当）（施設一体型）それ以外のものを別に定めること。ただし、施設一体型については、日EU・EPA対策として整備される施設及びこれらの施設と木材安定取引協定等を締結する施設からおおむね50kmの範囲内において、(イ)に定める土場等を一体的に整備するものであること。

(エ) 上限事業費

の3の の(2)の のイの(ウ)のcに準ずる。

(オ) 土場等の作設については以下によること。

a 土場の用地に係る面積は、1箇所あたり200㎡以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道（規格相当）開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械（高性能林業機械を含む。以下同じ。）を考慮するものとする。

b 土場の設置間隔は、採用する作業システム、林業機械の組合せ及び規模を考慮して決定するものとする。この場合、目安は次によることとする。

(a) 車両系システムによる場合は、300mから600m

(b) 架線系システムによる場合は、30mから50m

c 取付道路については、原則として延長200m以内とするほか、車道幅員は、作業システムを考慮して決定するものとする。

d 作業用地及び取付道路の設置箇所が道路法に規定する道路に接して設置することとなる場合は、道路法第24条の協議を行うものとする。

(カ) 点検診断を行った場合は、個別施設計画の作成等に努めること。

(キ) 調査設計及び施工管理については以下によること。

a 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び森林整備保全事業工事標準仕様書に基づき行うこと。

b の3の の(2)の のイの(イ)のbに準ずる。

c (1) のイのただし書きにより、事業実施主体が自ら工事を実施する場合の調査設計、施工管理及び事業費の積算については、「林業専用道（規格相当）の作設を事業主体が自ら実施する場合の事業費の積算及び施工管理等について（平成26年2月7日付け25林整整第1196号林野庁森林整備部整備課長通知）」に定めるところにより行うこと。

また、事業実施主体は、林業専用道の作設等の土木建設工事の実績や建設業の許可、工事の実行体制（建設機械運転、施工管理の有資格者の配置等）など、技術的な適正性について審査会の承認を得ること。審査会は、承認をした場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事へ報告すること。

(ク) 工事完成検査

a 検査の方法等については、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書及び森林整備保全事業工事標準仕様書に基づき行うこと。

b の3の の(2)の のイの(オ)のbに準ずる。

ウ～オ の3の の(2)の のウ～オに準ずる。

森林作業道

ア 事業実施主体について

の3の の(2)の のアに準ずる。

イ 事業の実施について

(ア) 原木安定供給計画で定められた原木生産目標の達成に資することとし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年（当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。

(イ) 上限事業費

都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価の額が4千円を超える場合、事業実施主体は、審査会への当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。審査会はその概要について、都道府県知事へ報告すること。なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官へ当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

(ウ) の3の の(2)の のイの(ウ)に準ずる。

ウ~オ

の3の の(2)の のウ~オに準ずる。

航空レーザ計測

ア 航空レーザ計測については、林業専用道（規格相当）又は森林作業道の整備を計画している地域を含む市町村単位（100km<sup>2</sup>から200km<sup>2</sup>を目安とする）の森林で実施することを基本とする。

イ 航空レーザ計測における照射密度は、4点/m<sup>2</sup>とする。

ウ 事業実施主体は、航空レーザ計測の成果物を用いて、路網の線形の検討に活用すること。

高性能林業機械等の整備

の3の に準ずる。

造林

(1) 採択基準

原則として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づき実施する人工造林又は下刈りとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、の3の の(1)の のア又はイの要件を満たす場合は事業を実施することができる。

1 施行地が0.1ha以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。

(2) 細則

事業の実施主体について

事業実施主体は、要綱別表1の の3の (4)によるものとし、原木安定供給計画参画事業実施主体であり、体質強化計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への原木供給実績を確認できること。

事業の実施について

ア 人工造林については、

(ア) 機械地拵え、早生樹造林、低密度植栽、その他知事が妥当と認めた造林の低コスト化に資する技術を導入し実施するものであること。

(イ) 対象森林は、過去5年以内に国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。

(ウ) 樹木の伐採の跡地で実施するものであること。

イ 下刈りについては、本事業で実施した人工造林により更新した 齢級以下の林分で行うものであること。

ウ 関連条件整備活動は、対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等のほか、人工造林又は下刈りと一体的に実施する森林作業道の整備、野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備等とする。

森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。

なお、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で防護柵等を整備する場合は、簡易な工作物とし、保護すべき施行地が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

エ の3の の(2)の のクに準ずる。

交付申請について

の3の の(2)の に準ずる。

補助金の算定について

ア 本事業の補助金の額は、事業完了後に、都道府県知事の定める定額単価等と事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）を比較し、いずれか低い金額をもって補助金の額とする。なお、関連条件整備活動の実行経費は、人工造林又は下刈りの実行経費とは別に算出しなければならない。

イ 森林所有者が、自己所有森林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、



以下のとおりとする。

(ア) 森林所有者自らが人工造林又は下刈りに従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等により本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、事業実施年度に該当する都道府県別の「公共工事設計労務単価」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

(イ) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

(ウ) 本事業の実施に当たり対象森林の調査を行う場合は、別途、関連条件整備活動を活用することができる。

竣工検査等について

の3の の(2)の に準ずる。

その他

の3の の(2)の に準ずる。

#### 高度加工処理施設整備交付金事業

##### 1 高度加工処理施設整備

###### (1) 採択基準

の2の(1)に準ずる。

###### (2) 細則

の2の(2)に準ずる。

###### (3) その他

の2の(3)に準ずる。

別表2（第5の3関係）施設別の上限事業費

上限事業費	<p>1 木材加工流通施設等整備</p> <p>(1) 木材処理加工施設</p> <p>ア 丸棒加工施設 木材消費量 1 m<sup>3</sup>につき13万円</p> <p>イ 杭加工施設 木材消費量 1 m<sup>3</sup>につき15万円</p> <p>ウ 木材製材施設 木材消費量 1 m<sup>3</sup>につき5.5万円</p> <p>エ 集成材加工施設 木材消費量 1 m<sup>3</sup>につき9万円</p> <p>オ 合・単板加工施設 木材消費量 1 m<sup>3</sup>につき4万円</p> <p>カ プレカット加工施設 木材の製品出荷量 1 m<sup>3</sup>につき20万円</p> <p>キ 木材材質高度化施設 木材の製品出荷量 1 m<sup>3</sup>につき9.5万円</p> <p>(2) 木材集出荷販売施設 木材取扱量 1 m<sup>3</sup>につき1.5万円 上記の上限事業費の算定に当たっては、事業計画における木材の年間利用量（原木換算）を使用するものとする。（但し、(1)カ及びキを除く）</p> <p>2 高度加工処理施設整備 1に準ずる。</p> <p>3 路網整備 都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の1m当たりの単価の額が</p> <p>ア 林業専用道（規格相当） 1路線につき・・・ 50,000円</p> <p>イ 林業専用道（規格相当）（施設一体型） 1路線につき・・・ 70,000円</p> <p>ウ 森林作業道 1路線につき・・・ 4,000円</p> <p>4 高性能林業機械等の整備</p> <p>ア プロセッサ・・・ 購入価格1台につき2,400万円</p> <p>イ ハーベスタ・・・ 購入価格1台につき2,700万円</p> <p>ウ フォワーダ 積載量3.0t以下・・・ 購入価格1台につき1,200万円 積載量3.1tを超えるもの・・・ 購入価格1台につき3,300万円</p> <p>エ タワーヤーダ・・・ 購入価格1台につき3,200万円</p> <p>オ 機械保管倉庫・・・ 建築面積1m<sup>2</sup>につき16万円</p> <p>上記において上限事業費の設定を行わなかった施設等についても、徹底した事業費の低減に努めるものとする。</p>
-------	--

（注）地域の实情等やむを得ない事由により、上限事業費を超える必要がある場合にあっては、都道府県知事が林野庁長官にその必要性を協議するものとする。  
 なお、3のアに係る協議については、上限を1m当たり10万円、イに係る協議については上限を1m当たり14万円、ウに係る協議については上限を1m当たり6千円とする。